

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント実施結果報告書

1. 案 の 名 称	健康あさご21（第3次朝来市健康増進計画・第4次朝来市食育推進計画）～個人・地域・社会がつながり『こころ』も『からだ』もずっと健幸のまち あさご～	
2. 意見等の募集期間	令和7年12月24日（水）～令和8年1月30日（金）	
3. 意見等の受付件数	7件	
4. 提出方法の内訳 【人（団体）数】	郵便	ファクシミリ
	電子メール 1人	持参
<p>実施機関（担当課等）コメント</p> <p>市民一人ひとりが正しい健康知識を身につけ、自分に合った健幸づくりを主体的に実践し、習慣化・継続できるよう、行政が中心となって多様な主体の参画を促し、情報共有と連携・協働を推進します。あわせて、地域社会全体で健康づくり・食育に一体的に取り組む体制を整え、社会の変化に応じた効果的・効率的な施策を展開することで、健幸の理念を次世代へ継承し、生活の質の向上と健康寿命の延伸を目指します。</p>		
<p>提出された意見等の概要</p> <p>（類似する意見については、取りまとめて掲載しています。）</p>		
番号	意見等	市の考え方 (修正がある場合は、その内容)
1	<p>貴市としても、喫煙者の禁煙相談やサポートに取組み（既にされているようですが）、また薬局が禁煙相談に対応するよう連携されてはどうでしょうか？（市・県レベルで既にされているようですが）</p>	<p>兵庫県薬剤師会では、兵庫県薬剤師会の認定資格である『禁煙指導認定薬剤師』講習会を開催し、地域住民の禁煙支援を推進しています。本会では、定期的に講習会（研修）が開催され、新規認定や6年ごとの更新手続きが行われています。</p> <p>現在、市では禁煙を希望する人への支援として、禁煙治療や相談ができる医療機関や薬局などの情報提供を行っています。</p> <p>引き続き、希望者等に情報が届くよう周知啓発に努めてまいります。</p>
	<p>禁煙治療費の2/3～3/4の助成制度を設けてはどうでしょうか？（県と連携して）</p> <p>福島県南相馬市では3/4までの助成を行っています。</p>	<p>現段階では、禁煙治療費の助成制度を検討していませんが、県条例などを踏まえて広域的な取組となる場合には、禁煙治療費の助成についても検討していきたいと思っております。</p>
	<p>タバコ病とされるCOPDにも取り組んでおいでのようで、11月第三週水曜が世界COPDデーなので、啓発周知スケジュールに入られてはどうでしょうか。</p>	<p>禁煙、受動喫煙防止の取組の一環としても、COPDの周知啓発を進めてまいります。</p>

<p>世界禁煙デーの催しの一環としてイエローグリーンライトアップへのご参加に敬意を表します。継続と（可能であれば）広がりをよろしく願います。</p>	<p>毎年、5月31日の世界禁煙デー、5月31日～6月6日までの禁煙週間の機会をとらえ、広く周知啓発を実施しています。その一環として、令和7年5月に竹田城址のライトアップを実施しました。</p> <p>社会運動の取組として様々なライトアップが実施されますので、関係機関と調整を行いながら実施継続をしていきたいと考えています。</p>
<p>未成年者の喫煙ゼロ、妊婦の喫煙ゼロ目標と同じく、子どもたちの受動喫煙ゼロ（0）を重点目標に据え、子どもたちへの危害防止を絶対的に優先的に強く進めていただきたいです（いじめ・虐待でもあり、救済されるべきです）。</p> <p>64ページで、幼児と同居している成人の喫煙率の目標値が、2036年度で25.0%と記載されていますが、これは間違っています。上記のように、ゼロ（0%）とし、速やかな目標実現をお願いします。【兵庫県受動喫煙防止条例】からして出来なくはないはずです。</p>	<p>兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例（令和2年4月施行）においては、特に20歳未満の人や妊婦を受動喫煙から守る観点強化しており、妊娠届け出時、乳幼児健診時、乳幼児を対象とした各種事業等の機会を通じて、家庭での禁煙や受動喫煙防止について、保健指導を行っています。また、市民に対しては、条例に基づいた取組を推進しています。</p> <p>本市の『幼児と同居している成人の喫煙率』は、平成27年度：42.6%、令和2年度：38.4%、令和6年度：32.2%と減少しています。県条例で強化されている意義を鑑み、評価指標を『幼児と同居する成人（喫煙者）の分煙率』とし、目標値を『100%』に変更することとします。</p>
<p>「未成年や妊娠中・授乳期中の喫煙をなくす、公共施設や事業所・屋外等における禁煙の推進、家庭内や車内など私的空間における受動喫煙の防止」など啓発にとどまらず、義務的な制度化やルール化が必須かと思えます。【兵庫県受動喫煙防止条例】に沿い、いっそうの実効化推進をよろしく願います。</p>	<p>兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例（令和2年4月施行）においては、特に20歳未満の人や妊婦を健康被害から守る観点で、健康増進法より厳しい基準が設けられ、義務化されるなど強化が図られています。</p> <p>本市においても、CATVなども活用して周知啓発を行っています。</p>
<p>認知症について、喫煙の影響もかなりあると指摘されているところで、若年からの生活習慣の改善により、認知症の予防は可能で、そのエビデンスが多く集積されてきているので、生活習慣病の発症予防・重症化予防でも触れていただければどうでしょうか。</p>	<p>喫煙が、がんの発症だけでなく生活習慣病や認知症の発症に強く影響することは各種研究でも明らかになっており、本市で実施する生活習慣病予防の健康教育やお口の健康にかかわる教室などにおいても盛り込んでいます。引き続き、広く健康影響を及ぼすものであること、喫煙者だけでなく、受動喫煙による影響も含め啓発を行ってまいります。</p>